



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	明清交替期の中琉日関係再考：琉球国王の册封問題を中心に
Author(s)	西里, 喜行
Citation	International journal of Okinawan studies, 1(1): 21-34
Issue Date	2010-03-19
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/33866
Rights	

明清交替期中琉日関係再考 ——琉球国王の册封問題を中心に——

西里喜行*

The Problem of Royal Investiture in the Ryukyu Kingdom in the Ming-Qing Transition Period

NISHIZATO Kikou

Shoken (尚賢、a Ryukyu King) chose a path that strengthened the ties between his and the Nan (Southern) Ming (南明) administration in China at the expense of the Ryukyu Kingdom's relationship with the Qing Dynasty (清朝). One reason was the longstanding affiliation between Ryukyu and the Ming Dynasty (明朝) over the course of 250 years. Another more important reason was that the Nan Ming accepted Ryukyu's request to restart the raw silk trade. The Southern Ming authorities made an effort to obtain the loyalty of Shoken, but militarily, at least, they could not invest him as the Ryukyu king. Japanese authorities (Satsuma 薩摩 and Edobakufu 江戸幕府) considered the Qing Dynasty a threat to Japan and admitted tacitly that Shoken chose the Southern Ming. After Shoken died, Shositsu (尚質) inherited the throne and adopted an ambiguous diplomatic policy toward the Southern Ming and the Qing Dynasty for reasons of economic pragmatism. Therefore, he did not wish for that the Qing ambassador to come to the Ryukyus and requested instead that the Ryukyu delegation bring back a signature stamp and an Imperial edict. The Qing emperor (Shunzhi 順治) declared that an ambassador would be dispatched to Ryukyu to clarify the authority of the Qing Dynasty, but after several years, it canceled the mission to Ryukyu because of the risks involved in marine transit.

The Kangxi (康熙) emperor reverted to the policy of the Shunzhi emperor, positively promoted the policy of investiture of Shositsu, and ordered the Qing ambassador to travel to Ryukyu. Simultaneously, the Kangxi emperor sent an Imperial edict to Shositsu and indicated that the investiture of Shositsu had been delayed due to neglect of duty by the ambassador. Furthermore, Kangxi indicated that the crime of neglect of duty by the Qing ambassador had been punished and that representatives had been ordered to sail to Ryukyu to invest Shositsu. Satsuma and Bakufu feared that the Qing ambassador would force his own manners and customs on the Ryukyus but finally tacitly accepted the investiture of Shositsu as the Ryukyu king by the Kangxi emperor.

* 沖縄大学教授 Professor, Okinawa University

はじめに

近代以前の東アジアにおいては、中国王朝が国際秩序の中心に位置していた。中国王朝の皇帝が周辺諸国（藩属国）の首長を国王として認知することを冊封という。冊封には二つの方法があった。一つは、皇帝の使者（天使＝冊封使）を派遣して、勅書（冊封詔書）を直接国王に交付する方法、即ち頒封である。もう一つは、冊封使を派遣せず、冊封詔書を藩属国の使節に交付して持ち帰らせる方法、即ち領封である¹⁾。琉球国王の場合は、いずれも頒封方式で冊封されている。頒封方式による冊封に当たっては、次のような外交的手続き（手順）を経ることが必要とされた。即ち、①前国王の訃報（告訃）→②王位継承者（国王世子）の冊封要請（請封）→③中国王朝の冊封決定通知→④冊封使迎接の使者（迎接使＝接封使）派遣→⑤冊封使の来琉→首里城における冊封式典、⑥冊封に感謝する謝恩使の派遣、という外交プロセスである。

冊封前後のプロセスにおいて、前国王の死去を報告する時期や新国王の冊封を要請する時期の決定は、琉球国内の王位継承者の判断に委ねられていた²⁾。王位継承から冊封までの期間、即ち王位継承者が自らを国王世子と称する期間は、通常数年以内である。通常とは異なり、王位継承から冊封までに、長期の時間を必要としたのは尚泰（18年）、尚寧（17年）、尚質（15年）、尚貞（14年）、尚豊（12年）の場合である。また、請封したにもかかわらず冊封されなかったのは尚賢の場合である。以上の六名の王位継承者はいずれも琉球王国が対外的危機に直面していた時期の国王（世子）であることに注目すべきであろう。とりわけ中国大陸における明清交替の歴史的転換期に、琉球王国で王位を継承した尚賢・尚質・尚貞の三名は、中国王朝の皇帝から冊封を受けるに当たって、大きな困難に直面せざるを得なかったことに注目したい。

本稿の課題は、明清交替期における琉球国王の冊封をめぐる問題を、中国・琉球・日本の相互関係（中琉日関係）の中に位置づけて再検討することである。ただ、ここでいう明清交替期とは、清朝の中国支配の開始（1644年）から三藩の乱を経て台湾の鄭氏政権の崩壊（1683年）に至る40年間の歴史的転換期全体を包括する概念であるが、本稿では、その前半期における尚賢・尚質の冊封問題を中心に据えて、先行研究を踏まえながら³⁾、主として琉球側がどのような選択肢を模索し追求したのかという視点から、この時期の中琉日関係の諸相を再検討・再考察してみたい。

1. 尚賢の請封前後の中琉日関係の諸相

1-1 明末の中琉日関係における諸問題

薩摩島津軍の琉球侵攻（1609年）から明清交替の開始（1644年）に至る17世紀の前半、明朝と琉球王国の間には次のような困難な問題が生じていた。

第一に貢期改定問題。萬曆40（1612）年、明朝皇帝は琉球が薩摩島津軍の侵攻を蒙って疲弊しているという理由で、十年後に進貢するよう命じた。その結果、進貢貿易の機

会を大幅に制限され、経済的に大打撃を蒙ることになった琉球は、従来の貢期（二年一貢）の回復を繰り返し要請し、十年後の天啓3（1623）年には五年一貢へ、さらに十一年後の崇禎7（1634）年には旧来の二年一貢に復し、貢期改定問題はようやく解決する⁴⁾。

第二に尚豊の冊封問題。薩摩島津軍の侵攻を蒙った後も、薩摩藩に面従腹背の抵抗を続けていた尚寧王は泰昌1（1620）年に死去した。王位を継承した尚豊は、尚寧王の死去を明朝へ報告するとともに、冊封を要請する使節（請封使）を、天啓2（1622）年・5（1625）年・6（1626）年・7（1627）年・崇禎3（1630）年と繰り返し派遣した。請封使の派遣が繰り返されたのは五年一貢の貢期を実質的に短縮するための措置でもあったと思われる。尚豊の冊封が異常に遅延したのは、薩摩支配下の琉球に疑惑の目を向けていた明朝側が薩摩の進貢貿易への介入を警戒したからである。琉球側の度重なる請封の熱意を受け止めて、崇禎6（1633）年、明朝は冊封使（杜三策・楊掄）を琉球へ派遣し、尚豊を冊封した⁵⁾。

第三に白糸貿易をめぐる王銀詐取事件（琉球使節の密貿易摘発事件）。尚豊冊封の翌年（1634年）、薩摩藩は琉球の進貢貿易に介入し大量の資金を投入した。福建へ派遣された琉球使節は明朝の白糸貿易取り締まりが厳しいことを知りながらも、薩摩側の要求（圧力）を回避できず、福建で牙行（仲介商人）や通訳らの協力を得て大量の白糸を購入した。福建当局は琉球人が購入した白糸を密貿易品として摘発・没収した。同様の密貿易摘発事件は二年後の崇禎9（1636）年にも繰り返された。明朝は翌年（1637年）以降、琉球の白糸貿易を厳禁した。以後、琉球側にとっては、白糸貿易の再開・許可をかちとることが大きな課題となる⁶⁾。

第四に白糸貿易再開問題と尚賢の冊封問題。薩摩の期待に反して白糸貿易に失敗した尚豊王は、薩摩当局から拝領した抹茶を飲んで即死した⁷⁾。崇禎14（1641）年、尚賢が王位を継承すると、翌15（1642）年の進貢の年に、進貢使（蔡錦ら）を派遣して尚豊王の死去を報告し、併せて尚賢の冊封を要請した⁸⁾。しかし、明朝から冊封決定の通知がなく、尚賢は崇禎17（1644）年にも、再度尚豊王死去の報告と冊封要請のための使節（請封使）を派遣し、福建布政使司と礼部あてに正式に請封の咨文（公文書）を提出することにした⁹⁾。請封使の金応元らは尚賢の冊封要請の件だけでなく、白糸貿易の許可・再開を要請する任務をも帯びていた¹⁰⁾。

1-2 南明政権と琉球王国と薩摩藩（江戸幕府）

進貢使兼請封使の金応元らが福州へ到着した頃、明朝は滅亡して清軍が北京へ入城し、清朝の中国支配が始まっていた。以後、約40年間、明朝復活の目標を掲げた福王・唐王・魯王・永明王や鄭成功らの南明政権が各地に相次いで樹立され、清朝の中国支配に抵抗したため、明清交替の動乱が続くことになる¹¹⁾。

明朝滅亡の直後、南京では福王（弘光帝）が即位して弘光政権を樹立した。福州でこの情報に接した金応元らは、自らの判断にもとづいて崇禎17（1644）年10月～11月頃南京へ赴き、弘光政権へ進貢・請封すると同時に、白糸貿易の許可を要請したところ、弘光

政権は金応元らの要請をほぼ全面的に承認し¹²⁾、冊封使の派遣についても計画はされたものの実行されず¹³⁾、福州左衛指揮の花燠を招撫使として派遣しただけであった。花燠は弘光元(1645)年2月琉球へ到着、首里城で弘光帝の詔書を宣読した¹⁴⁾。

琉球側は花燠の来琉についての情報を直ちに薩摩藩へも伝達したが、薩摩藩は花燠が招撫使として来琉したことに大きな関心を示しつつも、琉球側に特別の指示を与えているわけではない¹⁵⁾。弘光政権が冊封使を派遣するのに先だってまず招撫使を派遣したのは、明朝と琉球の関係を自動的に継承するのではなく、琉球との新たな関係を構築する必要があると判断したからであろう¹⁶⁾。琉球側は花燠の招撫に応じて弘光政権の正統性を認め、宗主国として清朝ではなく南明を選択したわけであるが、南明に対して改めて尚賢の冊封を要請(請封)したのかどうか明らかではない。

尚賢は弘光元(1645)年4月崇禎帝毅宗への進香使として毛大用らを、招撫使花燠の帰国案内役として鄭子廉らを福州へ派遣している¹⁷⁾。しかし、毛大用らの福州到着前後に、南京の弘光政権は清軍の攻撃を受けて崩壊した。その直後の隆武元(1645)年9月、唐王(隆武帝)が福建で即位し、隆武政権を樹立した。南京から福州へ戻っていた進貢使兼請封使の金応元らは直ちに隆武帝へ謁見し、白糸貿易の許可を要請した。隆武帝は金応元らの要請を受け容れ、招撫使を琉球へ派遣することにした。招撫使の閩邦基は翌年(隆武2年=1646年)1月、琉球へ到着するや、首里城へ赴き隆武帝の詔勅を宣読している。これに応じて、尚賢は同年4月、隆武帝の即位を慶賀する使者(毛泰久・金正春)を閩邦基に同行させて福州へ派遣した¹⁸⁾。

同時期に、福州においては崇禎帝毅宗への進香使として派遣された毛大用らが隆武政権へ進香品を納め、まもなく進貢使兼請封使の金応元らとともに福州を離れ、同年7月帰国した¹⁹⁾。その一ヶ月後の同年8月、隆武帝の使者(黄徴明)が日本の長崎に到り、鄭芝竜の援軍要請の書翰を提出している²⁰⁾。この時、薩摩藩(島津氏)は援軍派遣の場合には先陣を承りたいと申し出て、南明側への加担に積極的な態度を見せていることに注目すべきであろう²¹⁾。

毛大用・金応元らと入れ替わりに福州へ到着した慶賀使節の毛泰久・金正春らも隆武帝へ拝謁し、無事慶賀の任務を果たし終え、同年の夏には福州を離れた。ところが、帰国の途中、毛泰久らは閩安鎮外の琅岐地方で海賊と遭遇し、船隻・積荷をすべて掠奪され、九死に一生を得て福州琉球館へたどり着いた。この時、隆武政権はすでに崩壊し、福州は清軍の支配下に入っていた²²⁾。

清軍による福州奪回の情報は同年10月には長崎から江戸幕府のもとへも伝達されたため、幕府は最終的に援軍派遣を中止する方針を決定している²³⁾。と同時に、海外情報による韃靼脅威論を背景に、幕府は清軍の日本侵略の可能性を考慮し、薩摩藩を通じて琉球諸島の海防強化を命じていることに注目すべきであろう²⁴⁾。

1-3 琉球使節と清国当局の遭遇・接触

隆武政権の崩壊によって中琉関係は断絶の危機に直面した。中琉関係を継続するには、

琉球と清朝との外交関係を形成する契機が必要であった。毛泰久らは土通事（中国人の琉球語通訳）謝必振の忠告に従い、王府当局や薩摩藩の指示を待つことなく、自らの判断で清国側へ帰順する方針を選択した。とは言え、清朝の辮髪令に従うことには躊躇せざるを得なかった。そこで、毛泰久らは明国風の髪型を琉球風の結髪に変えただけで、順治3（1646）年10月7日福州城内の清国将軍へ帰順を表明した。清国将軍の貝勒博洛は土通事の謝必振に対して、毛泰久・金正春・王明佐らを北京へ連行し順治帝へ拝謁させよと命じた²⁵⁾。

毛泰久らは同年12月8日謝必振に随行して福州を出発、北京へ向かう途中、福州人で南京駐在中の経略洪承疇に投誠の意思を表明し、翌順治4（1647）年4月北京に入った。毛泰久らの清朝への帰順表明に対して、清朝礼部は明朝から賜給された詔勅・印鑑の引き渡しを待って冊封すべしと上奏し、順治帝の了承を得た。順治帝は謝必振に対して琉球へ渡航し尚賢を招撫するよう命じた²⁶⁾。

謝必振は同年6月、毛泰久らを引き連れて北京を出発し、9月には福建の浦城に到った。山賊横行のため浦城に留まること十カ月、順治5（1648）年4月、延平府へたどり着いた。折しも魯監国軍を率いる鄭彩らの福州攻撃のため、延平府に留まること二ヶ月、この間に毛泰久は病死した。同年6月、謝必振・金正春らはようやく福州へ到着したが、魯監国軍の海上活動に妨げられて琉球へ渡航することができず、一年間も福州に滞留することとなる²⁷⁾。

この間、琉球側には毛泰久・金正春らの動向は伝えられていなかった。尚賢は隆武政権の存在を前提として、毛泰久らの消息と情報収集のため、探問使者の蔡祚隆を福州へ派遣したが、蔡祚隆らの探問船は温州へ漂着して海賊に襲撃され、順治4（1647）年10月には琉球へ逃げ帰ったと言われる。その直前の9月22日、尚賢は冊封を受けることなく死去し、弟の尚質が王位を継承した²⁸⁾。

2. 尚質の冊封をめぐる中琉日関係の諸問題

2-1 招撫使謝必振の第一次来琉と琉球側の等距離外交

清朝の順治帝から招撫使に任ぜられた謝必振は、福州に滞留していた金正春らの琉球人50名を引き連れ、順治6（1649）年6月福州を出港したが、途中暴風に遭い薩摩の山川港に漂着、長崎へ回航されて取り調べを受け、那覇港へ到着したのは同年9月のことである。金正春にとっては、三年半ぶりの帰国であった²⁹⁾。

尚質の帰順を促すため首里城に乗り込んだ謝必振は、尚質に向かって順治帝の詔書を宣読し、明朝賜給の詔勅・印鑑を引き渡すよう要求した。尚質は謝必振の勧告に応じ、同年11月、梁廷翰・周国盛らに投誠の表文を持参させることを決定したが、明朝賜給の勅印引き渡し要求には応じることなく、来年に派遣する予定の慶賀使に持参させると約束しただけであった³⁰⁾。

その背景には、南明側からも琉球に対する積極的なアプローチが続いているという事

情が存在した。謝必振の来琉より二ヶ月前（49年4月6日）、福州へ派遣された探問船の蔡祚隆が閩江河口の定海で魯監国軍と遭遇し、同年6月監国魯王の勅書と建国公鄭彩の書簡等四通を持ち帰っていた³¹。監国魯王の尚質あての「勅諭」によれば、「私、魯王は明を建国した洪武帝の九世の孫である。…残念なことに、満虜（満州人）が勝手に中国に盤踞し、わが社稷（国家）を踏みにじったので、私はついに両浙に正義の旗を建て、福建に軍隊を派遣し、今日までの四年間、苦勞を重ねて勢力拡張を図っている。…惟うに、そなたの国（琉球国）は明朝皇室に忠誠を尽くし、恭順の意思を固くしている。使者の蔡祚隆等は進貢のため山川を跋涉してきた。その労苦は甚だしい。そこで、私、魯王の署名入りの書翰を送り、そなたの国を慰勞する。…旧来の臣下としての徳を称え、新封（新たな冊封詔書？）を与える。云々」³²とあり、琉球の明朝及び南明への入貢を忠誠心の表明として高く評価している。尚質にとっては、清朝側の謝必振の勸告に応じて従来の忠誠の対象を公然と転換するわけにはいかない事情があったのである。尚質が南明政権と清朝政権の間で去就に迷わざるを得なかったのも当然であった。

謝必振は尚質の曖昧な対応に不満を抱きながらも、来年の慶賀使派遣の約束に期待して、ひとまず梁廷翰・周国盛らを伴って福州へ帰還した後、さらに復命のため周国盛を率いて北京へ赴くこととし、翌順治7（1650）年2月福州を出発した³³。その後、尚質は謝必振に約束したとおり、順治7（1650）年10月順治帝即位の慶賀使を派遣したものの、慶賀使の阿榜琨・蔡錦には明朝賜給の印勅を持参させず、しかも阿榜琨・蔡錦らを乗せた船は海上で遭難し、音信不通となったと弁明している³⁴。どうやら尚質には明朝賜給の勅印を清朝へ引き渡す意思はなかったようである。蓋し、順治9（1652）年春に福州へ派遣された探問船の蔡時春らにも明朝の印勅を持参させておらず³⁵、他方で、琉球当局の意向を斟酌した薩摩藩当局からも、慶安4（1651）年9月18日付の書簡で、来春福州へ派遣される予定の琉球の「左右聞船」（探問船）に清朝宛と南明宛の文書を持参させるようにと指示されていたことから³⁶、蔡時春らは宛先の異なる二通の文書を持参していたものと思われる。かくて、この時点では、琉球側も薩摩藩側も南明政権と清朝政権に対して、等距離（両面）外交の方針を堅持していたと見るべきであろう。

清朝側では、琉球の慶賀使が約束通り北京に到着しないことに不信感を強めていた。北京へ赴いて投誠の表文を提出した周国盛は、招撫使の謝必振とともに長期にわたって北京に留置され、慶賀使の到着を一日千秋の思いで待ち続けた。周国盛は事実上、人質の役割を担わされていたと見るべきであろう³⁷。

2-2 招撫使謝必振の第二次来琉と尚質の慶賀使派遣

順治8（1651）年9月、慶賀使の到着を待ちかねた順治帝は謝必振に対して、再度の琉球渡航を命じた。謝必振は周国盛を引き連れて北京を出発、同年11月初旬には福州へ到着した。福建当局は謝必振に対して直ちに琉球へ出発するよう要請した。謝必振は直ちに要請に応じることなく、約半年間、琉球船が明朝の印勅を持参して来るのを待った。予想通り、順治9（1652）年春琉球の探問船は福州へ入港したが、探問使者（蔡時春）は

明朝の印勅を持参していなかった。琉球の使者が印勅を持参して来れば、再度琉球へ渡航する必要はなく、清国側にとっても琉球側にとっても、リスクとコストが軽減されるはずだという謝必振の期待は裏切られた。琉球の探問船に猜疑の念を抱いた福建当局は乗船者と船舶を勾留して尋問した。謝必振の奔走・斡旋によって福建当局の猜疑心はひとまず解消された³⁸⁾。

清朝に対する琉球の忠誠を確定するために、謝必振はついに再度の琉球渡航を決意し、周国盛らを伴って福州を出港、同年7月那覇港へ到着した。上陸に先だって、謝必振は琉球の外交担当者（長史司）に対し、慶賀使の派遣と明朝賜給の印勅の引き渡しを催促する「咨文」（書簡）を提出し、前回第一次の来琉から今回第二次の来琉に至った経緯とその背景を、次のように指摘している。

「ご承知のように、私（謝必振）は数年前に清朝皇帝の命令を受けて、（中略）清朝への帰順を促すために、初めて貴国を訪問した。その時、貴国は進貢品を準備することが困難だとして、使節の周国盛に忠誠の表文だけを持参させることとした。（中略）順治七年の二月中に、私は周国盛を伴って北京へ赴き、周国盛から忠誠の表文を提出したところ、清朝皇帝は大いに喜んで受け容れ、私たちに賞賜品を下された。（中略）ところが、残念なことに、貴国の表文には明朝から賜給された印鑑と詔勅は返還しないとの意味が込められていた。その文中から判断すれば、貴国が清朝への忠誠をためらい二心を懐いているのではないかという疑惑が生じないわけではない。（中略）その後、貴国の慶賀使節が北京へ到着したという知らせもなく、私と周国盛は一年半余の間、郷里を遠く離れて北京に逗留し続けることになった。（中略）わが皇帝の大いなる思いやりを蒙り、周国盛の忠誠心を信頼し、心をつにして力をあわせ、私たちはなんとか困難な問題を処理して帰り着くことができたのである。この事実は、貴国が清朝の信用を失うような挙動を示したものの、清朝は貴国を忘恩の徒にしないように配慮したことを意味している。そうであるからこそ、皇帝はまた勅書一通を下し、私を再び貴国へ派遣して頒布させることにしたのである。云々」³⁹⁾と。

要するに、琉球当局は約束通りに明の印勅を引き渡さず、清朝当局の信頼を失ってしまったにもかかわらず、順治帝はなお琉球の罪を咎めず、招撫のため謝必振に再び琉球渡航を命じたことを強調しながら、他方で謝必振自らが琉球の国益のために如何に心血を注ぎ苦心惨憺してきたかという個人的事情をも強調していることに注目すべきであろう。

謝必振が自ら直接三司官や国王世子へ要請せず、長史司あてに咨文（書簡）を提出したのは、招撫通事官が長史司と同等の地位にあるとみなされていたからであろうか。ともあれ、謝必振の書簡の中の「貴国は尚お信を天朝に失うも、天朝は未だ貴国を恩に辜くとせざるなり」という一句は、順治帝の勅命を背景としているだけに琉球当局には大きなプレッシャーとなったであろう。加えてまた、謝必振が琉球使節を伴って福州と北京の間を二度も往復し、琉球招撫のために二度も来琉したという事情を、琉球当局は重く受け止めないわけにはいかなかったと思われる。

かくて、尚質は謝必振を首里城に迎えて恭順の意を示し、慶賀使の派遣と明朝の印勅の引き渡しを約束、印勅を持参した慶賀使を謝必振に同行させることにした。但し、返還される勅は、尚寧・尚豊宛の勅に限られ、慶賀使が請封使を兼任したわけでもないことに留意すべきであろう。順治10(1653)年2月、謝必振は慶賀使の馬宗毅・蔡祚隆を伴い那覇港から福州へ帰還、さらに福州を出発して北京へ到着したのは翌順治11(1654)年3月のことであった⁴⁰⁾。

2-3 尚質の册封をめぐる琉球と清朝と薩摩 / 幕府の思惑

馬宗毅らの任務は明朝賜給の印勅を清朝へ提出し、併せて順治帝の即位を慶賀することであった。請封の任務も与えられていたのかどうかは明かでなく、一つの検討すべき課題である。福建巡撫佟国器の上奏文(順治10年9月2日付)の中では、「琉球国中山王世子の尚質は天朝(清朝)を慕って臣服し、これまでにすでに表文を提出して忠誠を表明し、(中略)慎んで新綸(新たな勅書)に遵い、王舅馬宗毅・正議大夫蔡祚隆等を派遣して進貢品を献上し、皇帝陛下の即位を衷心から慶賀し、また滅びた明朝の勅印を返納し、新たな清朝の符命(印勅)を求め、同時に清朝の徳威を永久に蒙ることを願っています」と報告されている⁴¹⁾。つまり、明清交替という維新変革に当たって、尚質は明朝賜給の勅印を引き渡し、代わりに清朝の符命(勅印)を頂きたいと申し出ているだけであって、清朝に対して明確な請封の意思を表明しているわけではない。

馬宗毅が持参した尚質の上奏文にも次のように言う。——「琉球国中山王世子の尚質から謹んで上奏します。(中略)いま、私の重臣を遣わし、明朝の勅書二通・印信一個を持参させて返納します。ところで考えてみますと、本国(琉球)は三十六の島々からなり、一切の行政事務には必ず印信を必要としますので、長い間印信のないまま過ごすわけにはいきません。どうか、皇帝陛下から命令を出して印鑑を鑄造させ、私が派遣した慶賀使節で王舅の馬宗毅に与えて持ち帰らせ、異国の琉球にも天朝の尊厳を知らしめ、永久に讃えさせて頂きますようお願いいたします⁴²⁾と。清朝礼部の上奏文の中でも、「世子尚質の上奏文の中で、どうか、勅印は私が派遣した王舅の馬宗毅に与えて持ち帰らせて頂きたい、と言っています⁴³⁾と指摘されているように、尚質は清朝に対して明確な請封の意思表示をしていないだけでなく、言外に清朝使臣の来琉を回避したいという意思を表明していることに注目すべきであろう。

尚質が明確に請封の意思表示をせず、むしろ清朝使臣の来琉を回避しようとしたのは何故であろうか。この時点で、琉球側は南明政権との関係を断ち切り、明確に清朝を宗主国として選択したわけではなく、依然として南明・清朝との等距離外交を維持する方針を変えていなかったからであろうと思われる⁴⁴⁾。

尚質の真意を見抜いた清朝礼部の胡世安は、意図的に尚質の印勅賜給要請を請封の意思表示と読み替え、「尚質は清朝皇帝の印勅を馬宗毅に与えて持ち帰らせて欲しいと要請しているが、今回は初めて帰順した遠国に対する清朝最初の册封なので、册封使を琉球へ派遣して天朝の徳威を明示し、且つ柔遠の意思を示すべきである」と提案し⁴⁵⁾、名分

論の視点から「頒封」方式の冊封を選択していることに留意しておきたい。順治帝は礼部尚書の胡世安の提案を承認し、順治 11 (1654) 年 7 月 1 日、冊封使の琉球派遣による冊封(頒封)を決定、冊封正副使の張学礼・王垓に琉球渡航を命じた。張学礼らは土通事の謝必振と慶賀使の馬宗毅らを伴って北京を出発、翌順治 12 (1655) 年 3 月福州へ到着する。しかし、福州では琉球渡航のための冊封使船が用意できず、海上における鄭成功らの反清活動にも阻まれ、張学礼らは長期間福州に留まらざるを得なくなる⁴⁶⁾。

この時期、日本側(薩摩藩/江戸幕府)にも福州では冊封使派遣の準備が進んでいるという情報が伝えられていた。薩摩藩は冊封使が尚質に鞵靴(清朝)の衣冠を賜給したり、琉球人に鞵靴風の辮髪を強制することを恐れ、明暦元(1655)年7月、「万一、鞵靴人之為体ニ申越候ハバ、罷成候間敷、達て申断、冠船(冊封使船)をも追返候歟、又ハ彼使者無合点追返候儀も不罷成、還て彼方より事をも仕出候ハバ、討果申体ニも可有之哉、是ハ急々御内談肝要之儀ニ候」と、冊封使が辮髪を強制した場合の対応措置として、冊封使の追放か殺害かという強硬な選択肢を提起し、さらに「琉球国ハ、唐へ通融無之候ては不叶由候へども、御外聞旁、日本之瑕ニ罷成候ハバ、琉球之不自由成分ハ、堪忍被仕候様ニ可被仰付候」と、実益論の視点から琉球の「通融」を配慮するよりも名分論の視点から「日本之瑕」を回避すべしとの藩論をとりまとめ、江戸幕府へ上申している⁴⁷⁾。ところが、幕府は「若使者琉球国江相渡候而、髪を剃、衣裳等遣候ハ、彼方之申通ニ可仕候」⁴⁸⁾と回答し、冊封使が琉球に鞵靴の衣冠・辮髪を強制するのであれば、そのまま受け容れるようにと指示していることに注目すべきであろう。

要するに、幕府は名分論の視点から対清戦争のリスクを覚悟して冊封使の要求を拒否するよりも、実益論(実利主義)の視点から清国と琉球の冊封進貢関係を継続させる方針を選択したのである。もっとも、清朝側の冊封使が来琉して尚質を冊封することについては、薩摩藩にせよ江戸幕府にせよ、いずれも大きなリスクとして受け止め、できるだけ回避したいというのが本音であったことに留意しておきたい。

2-4 清朝内部における方針転換と琉球の対応

張学礼らは琉球渡航の条件が調わないことを理由に、礼部に対して琉球冊封の中止、冊封使の北京への引き揚げを要請した。張学礼等の要請を受けて、礼部尚書の王崇簡は順治 15 (1658) 年 7 月の上奏文で、「海上のリスクを考慮して冊封使の琉球派遣を中止し、冊封正副使を北京へ呼び戻すこと、琉球の慶賀使は福州に留置すること」を提案し、順治帝の了承を得た⁴⁹⁾。召還命令を受けた冊封正副使の張学礼・王垓らは翌順治 16 (1659) 年閏 3 月北京へ戻った。冊封使の任務を解かれた張学礼は、まもなく江南道監察御史兼巡塩御史として任地へ赴任した⁵⁰⁾。

冊封使節の解任により尚質の冊封は無期延期となった。冊封使船の調達などのコストや海上のリスクを強調する官僚層の動向を、順治帝も無視できなかったからであろう。換言すれば、清朝の官僚層内部で冊封使の派遣賛成派と派遣反対派の論争が繰り返され、とりあえず後者が勝利したことを暗示している。琉球側の世子尚質や慶賀使の馬宗毅ら

が明確に請封の意思表示をせず、むしろ冊封使の琉球来航を回避したいという意向を示していたことも、清朝官僚層のなかの冊封使派遣反対派の勢力を増大させたものと思われる。順治12(1655)年以来、事実上人質として福州に留置された慶賀使の馬宗毅は、四年後の順治16(1659)年6月22日、帰国の希望もかなわず病没した⁵¹⁾。

この間、福建に留まって帰国しない慶賀使の消息を探問するために、尚質は都通事・使者の田時盛・馬知記らを、順治11(1654)年3月と翌年2月に福州へ派遣したが、田時盛らはその都度海賊に阻まれて逃げ返ったと言われる。にもかかわらず、尚質は順治13(1656)年にもまた林士奇・英俊らを福州へ派遣している⁵²⁾。ところが、林士奇らも慶賀使の馬宗毅らを引き取って帰国することはできなかったのである。

しかし、1660年代に入り、東アジアの政治情勢に今一度変化の兆しが現れた。順治18(1661)年1月順治帝が死去し、康熙帝が即位した。同年、南明の永暦帝が清軍によって捕縛され、永明政権は崩壊した。他方で、鄭成功が台湾のオランダ人を制圧し、鄭氏政権の根拠地を台湾へ移したのも、同年のことであった。翌年、鄭成功は病死し、鄭経がその後を継承した⁵³⁾。

順治帝の後を継いだ康熙帝は方針を再転換して、尚質の冊封を積極的に推進し、康熙元(1662)年張学礼らに琉球渡航を命ずるとともに、尚質あての勅書において、冊封が遅延した理由を次のように弁明している。——「世祖章皇帝(順治帝)は(中略)正使兵科副理官の張学礼と副使行人司行人の王垓に命じて勅印を持参して琉球へ赴き、爾(尚質)を琉球国中山王に冊封させようとした。ところが、琉球への海上航路が通ぜず、長い間福州に滞在することとなり、爾の使者の中にも物故してしまう者が甚だ多い状態となった。張学礼等は命令を受けて北京へ帰った後も、そのような実情を上奏して報告せず、福建の地方官たちもまた上奏して指示を受けようとはしなかった。朕は何回も詰問してはじめて、このような実情を知った次第である。朕が思うには、爾の国は心を傾けて進貢しているので、当然優待されるべきである。然るに冊封使や地方官は福州に留まったまま出航の時期を遅らせた。このことは実に朕が遠国の人々を思い遣る気持ちに沿うものではない。今、すでに正副使・督撫等の官員を個別に処分し、琉球の使臣には従来にも増して恩賞を与えた。以上の事情により、正使の張学礼と副使の王垓に対して、自らの前罪を贖うため、暫くの間、元の冊封使の職に戻り、速やかに琉球の使者を伴って渡航するよう命じた次第である」⁵⁴⁾と。

要するに、かくも長い間冊封が遅延したのは冊封使の張学礼・王垓や地方督撫らの職務怠慢のためであると強調し、その罪を詰責して責任を果たさせることにした旨、弁明していることに注目すべきであろう。

琉球渡航を命ぜられた張学礼らは康熙2(1663)年4月福州へ到着、土通事の謝必振らとともに渡航準備に当たり、同年5月12日福州出発、6月25日那覇港へ到着した。謝必振にとっては第三次の渡航であり、蔡祚隆にとっては実に10年ぶりの帰国であった⁵⁵⁾。

ところが、尚質は突然の冊封使船の来航に当惑した。というのも、従来、冊封使来航の前年に迎接使(接封使)を派遣する慣例であったが、冊封使の張学礼からは事前に何の

連絡もなく、加えてまた首里城が三年前の順治 17 (1660) 年に焼失し、まだ再建されていないという事情があったからである⁵⁶⁾。請封の明確な意思表示をしていなかった尚質にとっては、冊封使の来航は全く予想外の事態であったが、土通事謝必振等の適切な仲介・斡旋を経て、康熙 2 (1663) 年 7 月 17 日冊封の式典を済ませ、ひとまず清朝と琉球の宗属関係を軌道に載せることができたことに注目したい⁵⁷⁾。

おわりに

以上、明清交替期の前半における中琉日関係の諸相を、琉球王国の王位継承者の冊封問題を中心に据えて検討し考察した。最後に、清朝と南明と薩摩 / 幕府の狭間で琉球はどのような選択肢を追求したのかという視点から、尚賢・尚質の冊封問題を整理すれば、次の通りである。

尚賢の場合、明朝への 200 年余の進貢と二度にわたる請封という事実 (名分論) を踏まえ、他方で白糸貿易の再開という経済的メリット (実益論) の視点から、南明政権を忠誠の対象として選択し、薩摩藩や江戸幕府も韃靼 (清朝) 脅威論を背景に、華夷秩序の理念 (名分論) から南明政権へのシンパシーを示し、尚賢の選択肢を追認 (容認) した。南明政権は清朝政権との正当性を争うためにも、名分論の視点から琉球の忠誠を必要として招撫使を派遣しただけでなく、白糸貿易の再開要請にも応じたが、政治的軍事情勢に規制されて尚賢を冊封することはできなかった。

尚質の場合、政権の正当性を争う清朝と南明の双方から積極的にアプローチされて等距離 (両面) 外交方針を採らざるを得ず、他方でリスクとコストを考慮して、清朝に対しては冊封使の来航を回避するために「領封」方式の冊封を要請した。ところが、清朝は政権の正当性を明示するという名分論の視点から、冊封使を派遣する「領封」方式を選択したものの、まもなくリスクとコストの視点から「領封」中止を決定し、康熙帝即位後に方針を再転換して「領封」方式の冊封を断行した。清朝政権の琉球への積極的アプローチに対して、韃靼風俗 (辨髪) の強制を恐れた薩摩藩や江戸幕府は警戒しながら消極的に対応したものの、冊封使を受け容れた琉球側の選択を容認せざるを得なかったことに注目すべきであろう。

注

- 1) 金城正篤 (1996)、参照。
- 2) なお、尚清王の請封の際に琉球側から結状 [世子の出自・身元保証書] を提出して以来、請封には結状を添付することが慣例となったことについては、原田禹雄 (2003: pp. 38-39)、参照。また、琉球王国が薩摩藩の従属下に置かれて以後、王位継承者はまず薩摩藩主及び徳川将軍の承認を得た上で、中国王朝に対して請封するという手続きが必要となったが、薩摩藩主や徳川将軍が王位継承者の申請を承認しなかった事例はなく、王位継承の実質的主導権は琉球当局の側にあったことについては、豊見山和行 (2000)、参照。また、属国としての琉球外交の「自由」と限界については、張存武 (1991)、参照。

- 3) 明清交替期中の琉日関係に関わる問題を論及した主な先行研究は、参考文献を参照のこと。
- 4) 『神宗実録』萬曆 40.11 乙巳。『熹宗実録』天啓 3.3 丁巳。『球陽』原文編 p. 2。
- 5) 『中山世譜』巻 8、『琉球史料叢書』4, pp. 111-115。『球陽』原文編 p. 208, p. 212, p. 214。『歴代宝案』第一集第十八巻八号文書(以下、1-18-08 のように表記する)、1-18-09、1-18-10、1-18-13、1-18-16、1-18-18、1-18-21、1-18-23~1-18-25、1-19-05、1-19-09、1-19-12、1-32-24。
- 6) 土肥祐子(1994)。西里喜行(1997)、参照。
- 7) 島尻勝太郎(1980) p. 108、原田禹雄(2003: pp. 56-57)。
- 8) 『歴代宝案』1-20-18。
- 9) 『歴代宝案』1-20-21。
- 10) 『歴代宝案』1-20-22。
- 11) 陳捷先『明清史』(三民書局、中華民國 79 年)。
- 12) 『歴代宝案』1-36-01、1-36-02、1-36-03。
- 13) 呉元豊(2002)において、氏は『偏安排日事跡』第 14 巻に依拠して、弘光帝は弘光元年(1645) 3 月の時点で、「陳燕翼・韓元勛を冊封使として琉球国へ派遣し、冊封の礼を行う予定であった」と指摘されている。しかし、招撫使の花燭が琉球から福州へ帰還したのは冊封使が決定された後のことであり、琉球側からは弘光帝の即位慶賀と崇禎帝への進香を兼ねた使節が派遣されただけで、冊封要請(請封)の使節は派遣されていない。なお、『偏安排日事跡』14 巻の記事については、未見。
- 14) 『大宗毛氏家譜』毛泰久の条。田名真之(2000)、参照。
- 15) 『中山世譜』附巻一によれば、「本年(弘光元、順治 2)、花燭指揮の來臨を捷報し、兼ねて金銀を諸借するの為に、紅氏我謝筑殿正安を遣わし、薩州に到らしむ。五月回国す」とある(『琉球史料叢書』五、p. 14)。大坂や江戸の薩摩藩邸でも花燭來琉の情報には大きな関心が向けられよう、「大明国一兩年以来乱入候様」についても琉球から情報伝達があり次第、詳細に報告するようにと国元へ指示しているものの、花燭に対する琉球側の対応には特にコメントしていないことに注目すべきであろう(『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』25 号文書、p. 19)。この時期、江戸幕府の側も韃靼(清朝)脅威論の見地から、海防強化の方針のもとに琉球諸島の防衛体制を強化するとともに、他方で、琉球の対明貿易を続行させる方針を採ったことから(『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』80 号、p. 45)、南明側の使者(花燭)に対する琉球側の対応にクレームをつけることはなかった。
- 16) 花燭が宣読した詔書が明朝皇帝の冊封詔書であるのか、南明の弘光帝の即位の詔書であるのか、等の問題については、徐玉虎(1982)と呉元豊(2002)の議論がある。
- 17) 島尻勝太郎(1980)、田名真之(2000)、参照。『歴代宝案』1-36-06 等参照。
- 18) 『那覇市史』資料篇第 1 巻 6、pp. 940-941。
- 19) 『歴代宝案』1-37-05。『中山世譜』巻 8、『琉球史料叢書』四、p. 117。『那覇市史』資料篇第 1 巻 8、p. 408。
- 20) 黄徵明が長崎奉行へ提出した鄭芝竜書翰は江戸幕府へ伝達され、江戸幕府内部でも援軍派遣の是非について検討された(『華夷変態』巻一、東洋文庫刊『華夷変態』上冊、pp. 15-22)。
- 21) 『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』87 号文書(pp. 49-50)、94 号文書(p. 53)。
- 22) 『那覇市史』資料篇第 1 巻 6、p. 942。『球陽』原文編 p. 217。
- 23) 『華夷変態』巻一(『華夷変態』上冊、p. 24)。
- 24) 村上直次郎訳『長崎オランダ商館の日記』第二輯(岩波書店、1957: p. 121)。紙屋敦之(1990: p. 95)。真栄平房昭(1985)、参照。
- 25) 西里喜行(2002)、田名真之(2000)、参照。
- 26) 『中山世譜』巻八(『琉球史料叢書』四、p. 117)。『歴代宝案』1-03-02、1-09-01。『清史稿』巻 526「属国」一。
- 27) 『那覇市史』資料篇第 1 巻 6、pp. 942-943。

- 28) 『歴代宝案』 1-37-19。『中山世譜』 卷 8 (『琉球史料叢書』 四、p. 117)。
- 29) 『那覇市史』 資料篇第 1 卷 6、pp. 942-943。
- 30) 『歴代宝案』 1-21-03。
- 31) 『華夷変態』 卷一 (『華夷変態』 上冊、pp. 35-44)。
- 32) 『華夷変態』 卷一 (『華夷変態』 上冊、pp. 35-36)。
- 33) 『中山世譜』 卷 8 (『琉球史料叢書』 四、p. 119)。『那覇市史』 資料篇第 1 卷 6、p. 380。
- 34) 『歴代宝案』 1-21-05。『中山世譜』 卷 8 (『琉球史料叢書』 四、p. 119)。『那覇市史』 資料篇第 1 卷 7、pp. 4-5。なお、この時、阿榜琨は遭難して死亡したわけではなく、琉球側の弁明は虚偽の可能性が高いことについては、高瀬恭子 (1978)、参照。
- 35) 『歴代宝案』 1-09-04。
- 36) 『鹿児島県史料 旧記雑録追録一』 396 号、p. 204。
- 37) 周国盛の家譜に「国盛、独り謝必振と共に上京し、京都に寓留すること殆ど一載に及ぶ。此の時に当たり、巖に陟るの懐、言いて喩うる能わず」とある (『那覇市史』 資料篇第 1 卷 6、p. 380)。
- 38) 『歴代宝案』 1-09-04。『中山世譜』 卷 8 (『琉球史料叢書』 四、p. 119)。なお、この間の経緯については、謝必振の琉球国長史司あて咨文に次のように指摘されている。——「[順治] 八年十一月に至りて閩に到る。撫院は諭するに、王命森嚴なれば促即^に啓行すべきを以てす。本使又辞して、勅書は重大なれども風汎は時に非ざれば稍らく来年を待たんとす。実は今春、賀船の自ら至るを候ち、一は以て往返の航海の艱を免れ、二は以て貴国の供^かの費を省かんと欲するなり。想わざりき、今春の来船は只だ探聴を以て名と為すのみとは。故閩の印勅は又申^かねて説う無ければ、遂に院・司の猜疑を起こし、人船を拘繫し、題して定奪を候たんとす。本使、百計もて図維し、権に従りて酌処し、姑らく大夫の蔡時春を以て存留と為し、以て口実を塞ぎ、以て疑隙を消し、瓦全して事を終えたるは、亦た貴国の福なり」と (『歴代宝案』 1-09-04、校訂本第一冊、pp. 295-296)。
- 39) 『歴代宝案』 1-09-04 (校訂本第一冊、pp. 295-296)。『世祖実録』 卷 60、順治 8 年 9 月壬午の条。
- 40) 『歴代宝案』 1-09-05。『中山世譜』 卷 8 (『琉球史料叢書』 四、p. 119)。『世祖実録』 卷 82、順治 11 年 3 月丁酉の条。
- 41) 「内閣礼科史書」 第 13 冊、呉元豊 (1996)、参照。
- 42) 『歴代宝案』 1-14-03 (校訂本第一冊、p. 454)。
- 43) 『歴代宝案』 1-05-02 (校訂本第一冊、p. 156)。
- 44) 川勝守 (1996)、参照。
- 45) 『歴代宝案』 1-05-02 (校訂本第一冊、p. 156)。
- 46) 『世祖実録』 卷 85、順治 11 年 7 月戊子朔。『那覇市史』 資料篇第 1 卷 6、pp. 298-299、p. 943。張学礼著・原田禹雄訳注『使琉球記・中山紀略』 (榕樹書林、1998 年) 参照。
- 47) 『鳥津家列朝制度』 卷之二十一、1228 号文書、藩法研究会編『藩法集 8 鹿児島藩上』 (創文社、1969: pp. 645-647)。
- 48) 伊地知季安『琉球御掛衆愚按之覚』 (東京大学史料編纂所蔵)。紙屋敦之 (1990: p. 225) 参照。
- 49) 「内閣満文礼科史書」 第 53 冊、呉元豊 (1996)、参照。
- 50) 張学礼「使琉球紀」 p. 2 (前掲・原田訳注本所収)、参照。
- 51) 「内閣満文礼科史書」 第 76 冊。呉元豊 (1996)、参照。
- 52) 『歴代宝案』 1-21-06。
- 53) 『対外関係史総合年表』 (吉川弘文館、1999 年)、参照。
- 54) 『歴代宝案』 1-03-08 (『歴代宝案』 校訂本第一冊、p. 114)。
- 55) 『中山世譜』 卷 8 (『琉球史料叢書』 四、p. 120)。『球陽』 原文編、p. 222。張学礼著・原田訳注『使琉球紀・中山紀略』 (榕樹書林、1998 年)、参照。
- 56) 『球陽』 原文編、p. 221。

- 57) 『球陽』原文編、p.222。張学礼著・原田訳注『使琉球紀・中山紀略』（榕樹書林、1998年）参照。

参考文献

- 石原道博（1945）『明末清初日本乞師の研究』富山房、東京。
- 上原兼善（1981）『鎖国と藩貿易』第二章、八重岳書房、東京。
- 紙屋敦之（1985）「七島郡司考——明清交替と琉球支配——」『南島史学』第25・26合併号、東京。
- 紙屋敦之（1990）『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、東京。
- 川勝守（1996）「『華夷変態』与清、琉球册封關係的形成」『第五屆中琉歴史關係學術會議論文集』中琉文化經濟協會、台北。
- 川勝守（2000）『日本近世と東アジア世界』吉川弘文館、東京。
- 金城正篤（1996）「領封論・領封論」『第三回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県教育委員会、沖縄。
- 呉元豊（1996）「清初册封琉球国王尚質始末」『第三屆琉球・中国交渉史研討會論文集』沖縄県教育委員会、沖縄。
- 呉元豊（2002）「南明時期の中琉關係について」『第六回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県教育委員会、沖縄。
- 島尻勝太郎（1980）「明末清初の内戦と琉球——空道と二葉の文書——」「薩摩侵寇後の琉球——張学礼『使琉球記』を中心に——」『近世沖縄の社会と宗教』三一書房、東京。
- 徐玉虎（1982）『明代琉球王国对外關係之研究』台湾学生書局、台北。
- 高瀬恭子（1978）「明清交替時の琉球国の対中国姿勢」『お茶の水史学』22号、東京。
- 田名真之（2000）「明清交代期の琉球」『第六屆中琉歴史關係學術研討會論文集』中国第一歴史檔案館、北京。
- 張啓雄（2001）「琉球棄明投清的認同轉換」『琉球認同與帰属論争』中央研究院東北亞区域研究、台北。
- 張存武（1991）「對於明琉關係的幾點認識」『第三屆中琉歴史關係國際學術會議論文集』中琉文化經濟協會、台北。
- 陳捷先（2000）「康熙皇帝对中琉關係延續与加強的貢獻」『第六屆中琉歴史關係學術研討會論文集』中国第一歴史檔案館、北京。
- 鄭梁生（1993）「琉球在清代册封体制中的定位試探——以順治・康熙・雍正三朝爲例——」『第四回琉中歴史關係國際學術會議琉中歴史關係論文集』琉球中国關係國際學術會議、沖縄。
- 土肥祐子（1994）「中琉貿易における王銀詐取事件」『史艸』35号、東京。
- 豊見山和行（1988）「近世琉球の外交と社会——册封關係との関連から——」『歴史学研究』第586号、東京。
- 豊見山和行（2000）「複合支配と地域——從属的二重朝貢国・琉球の場合」『支配の地域史』山川出版社、東京。
- 西里喜行（1997）「中琉交渉史における土通事と牙行（球商）」『琉球大学教育学部紀要』第50集、沖縄。
- 西里喜行（2002）「土通事・謝必振とその後裔たち——中琉交渉史の一側面——」『琉球大学教育学部紀要』第60集、沖縄。
- 原田禹雄（2003）『琉球と中国——忘れられた册封使』吉川弘文館、東京。
- 真栄平房昭（1985）「近世琉球の対中国外交——明清動乱期を中心に——」『地方史研究』第197号、第35卷5号、東京。
- 頼正維（2004）『康熙時期的中琉關係』海洋出版社、福建。
- 楊彦杰（1996）「明清之際の中琉關係——以琉使入貢爲中心——」『第五屆中琉歴史關係學術會議論文集』福建教育出版社、福建。